

京都市告示第79号

京都市休日急病診療所条例第8条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市休日急病診療所の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する業務の内容
財団法人京都市休日急病診療所	京都市中京区聚楽廻松下町9番地	1 京都市休日急病診療所条例第1条第2項に規定する診療所における診療業務に関すること。 2 診療所の施設、附属設備及び物品の保守及び安全の確保に関すること。 3 その他市長が必要と認める事項

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)